

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9730-2-7:2019

規格名：自動電気制御装置—第 2 - 7 部：タイマ及びタイムスイッチの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 二 条 第 1 項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 3	箇条 3 一般要求事項（JIS C 9730-1（以下、第 1 部）の規定による。） 制御装置は、通常使用の場合又は通常使用で発生するおそれがある不注意の使用の場合であっても、人に対する傷害又は周囲の財物に対する損害を引き起こさないような構造でなければならない。	
第 二 条 第 2 項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 11 11.4.104 11.4.105	第 1 部の第二条第 2 項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 11 構造要求事項 11.4.104 タイプ 1.T 作動又はタイプ 2.T 作動 タイプ 1.T 作動又はタイプ 2.T 作動は、その動作精度が周囲温度 20～25℃において製造業者が宣言した精度で動作するように設計でなければならない。 11.4.105 タイプ 1.U 作動又はタイプ 2.U 作動 タイプ 1.U 作動又はタイプ 2.U 作動は、設定時間と実時間との間の差が製造業者が宣言した差を超えないように、その設定手段、組立ダイヤル部、指示装置及びスイッチ動作手段が機能する設計でなければならない。"	
第 三 条 第 1 項 第 三 条	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 9	箇条 9 保護用接地の手段（第 1 部の規定による。） 制御装置の取外し可能な部分の接地接続は、その部品が通常の位置にあるとき、導電接続が行われる前に確立できな	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9730-2-7:2019

規格名：自動電気制御装置—第2—7部：タイマ及びタイムスイッチの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第1項 続き		計されるものとする。		箇条 11 11.3 11.10	なければならない。また、いかなる導電接続も、部品を外すとき接地接続が切れる前に分離しなければならない。 箇条 11 構造要求事項 11.3 操作及び動作 クラス C 制御機能システムは、安全関連端子の電源を直接遮断するために、複数の切換素子を含まなければならない。(第1部の規定による。) 11.10 機器用インレット及びコンセント プラグが制御装置のものより高い負荷電流の定格をもつコンセントに接続することができる、プラグ及びコンセントをもつインラインコード形制御装置の場合、制御装置は、制御装置の定格に電流を制限するためのヒューズ又は保護装置を組み込まなければならない。(第1部の規定による。)	
第 三 条 第 2 項 第 三 条	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 7 7.1 7.4	箇条 7 情報 7.1 一般要求事項 制御装置の製造業者は、適切な制御装置の選択等を確認するために十分な情報を準備しなければならない。(第1部の規定による。) 7.4 表示の追加要求事項 外部接地導体又は接地連続用の接地端子、及び機能目的の	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9730-2-7:2019

規格名：自動電気制御装置—第2—7部：タイマ及びタイムスイッチの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第2項 続き				箇条 11 11.1.3 附属書 V	接地端子は、規定の接地記号を表示しなければならない。 (第1部の規定による。) 箇条 11 構造要求事項 11.1.3 非着脱式コード クラス I 制御装置の非着脱式コードは、緑と黄色との組合せによって識別する絶縁導体をもたなければならない。 (第1部の規定による。) 緑と黄色との組合せによって識別する絶縁導体は、接地用端子又は端末以外に接続してはならない。(第1部の規定による。) 附属書 V 二次電池で動作する制御装置に対する要求事項 (第1部の規定による。) 取扱説明書には、電池の充電についての情報を提供しなければならない。	
第四条 第 四 条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 9 箇条 11 11.2.2	箇条 9 保護用接地の手段 (第1部の規定による。) 接地端子の全ての部分は、その部分と接地導体の銅又は接触している他の金属との間の接触による腐食に耐えなければならない。 箇条 11 構造要求事項 11.2.2 二重絶縁又は強化絶縁の劣化 クラス II 制御装置及びクラス II 機器中で使用する制御装	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9730-2-7:2019

規格名：自動電気制御装置—第2—7部：タイマ及びタイムスイッチの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
続き				11.7	置は、付加絶縁又は強化絶縁上の沿面距離又は空間距離が摩耗の結果として規定する値未満に減少しないような構造でなければならない。（第1部の規定による。） 11.7 コードの取付け インラインコード形制御装置及び自立構造形制御装置の可とうコードは、通常使用中に発生するおそれがある屈曲に耐えなければならない。（第1部の規定による。）	
				箇条 19	箇条 19 ねじ山付き部品及び接続部（第1部の規定による。） それらの部品の適切な機能が圧力に依存する導電接続部は、接触面において、黄銅と同等以上の耐食性をもたなければならない。	
				箇条 20	箇条 20 沿面距離、空間距離及び固体絶縁物を通しての距離（第1部の規定による。） 固体絶縁は、電氣的及び機械的ストレスに恒久的に耐えなければならない。また、機器の使用期間中に発生する熱的及び環境的影響にも恒久的に耐えなければならない。	
				箇条 22	箇条 22 耐腐食性 カバー及び外郭を含む鉄の部分は、腐食しないように保護しなければならない。（第1部の規定による。）	
第四 条				附属書 J	附属書 J サーミスタ素子及びサーミスタを使用する制御	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9730-2-7:2019

規格名：自動電気制御装置—第2—7部：タイマ及びタイムスイッチの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
続き				J.17	装置の要求事項 J.17 耐久性 規定の試験において、サーミスタ温度は、各サイクルの前に開始温度の±2℃の範囲で安定していなければならない。（第1部の規定による。）	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 12 12.1 12.2	箇条 12 耐湿性及び防じん性 12.1 水の浸入及びじんあいの侵入防止 制御装置は、指定する方法で取り付けて使用したとき、それらの IP 分類に該当する水の浸入及びじんあいの侵入に対する適切な保護分類を提供しなければならない。（第1部の規定による。） 12.2 湿気条件に対する保護 全ての制御装置は、通常使用状態で発生するおそれがある湿気条件に耐えなければならない。（第1部の規定による。）	
第六条 第六 条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 10 10.1	箇条 10 端子及び終端 10.1 外部銅導体用端子及び終端 端子は、通常使用状態で過度の温度に達することがなく、支持絶縁の材料又はクランプした導体の絶縁被覆を損傷しない構造でなければならない。（第1部の規定による。）	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9730-2-7:2019

規格名：自動電気制御装置—第2—7部：タイマ及びタイムスイッチの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
続き				10.2	10.2 内部接続のための端子及び端末 制御装置と一体になっているタブは、規定の最高温度に適切な材料及びめっきを施したものでなければならない。 (第1部の規定による。)	
				箇条 11	箇条 11 構造要求事項 (第1部の規定による。) 制御装置は、次のような構造でなければならない。 —木材、綿、絹、普通紙及び類似の繊維質又は吸湿性の材料は、含浸しない限り絶縁材料として用いてはならない —制御装置内で、可とうケーブル又はコードのシースを付加絶縁として使用する場合には、それが、過度の機械的ストレス又は温度ストレスを受けない場所で、かつ、その絶縁特性が規定するシースの絶縁特性以上でなければならない —非着脱式コードは、オーディナリーゴムシース付きコード又はオーディナリービニルシースコードと同等以上の特性でなければならない	
				箇条 19	箇条 19 ねじ山付き部品及び接続部 (第1部の規定による。) 取付け又はサービス中に動かすねじは、亜鉛又はアルミニウムのような軟らかい又はクリープしやすい金属であってはならない。	
第六条						

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9730-2-7:2019

規格名：自動電気制御装置—第2—7部：タイマ及びタイムスイッチの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
続き				箇条 21	箇条 21 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性（第1部の規定による。） 制御装置の全ての非金属部は、耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性がなければならない。	
第七 条 第1号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 8 8.1.1 8.2 8.2.1 8.2.2 箇条 11	箇条 8 感電に対する保護 8.1.1 制御装置は、通常使用状態で発生するおそれがある不利な位置において、取外し可能な可触部を外した後、充電部に偶然に接触しないようにする十分な保護が存在するような構造でなければならない。（第1部の規定による。） 8.2 操作部及び操作手段 8.2.1 操作部は、充電部であってはならない。（第1部の規定による。） 8.2.2 操作手段は、十分に固定及び絶縁した操作部を備えているか、又は操作部を外したとき、その操作手段に触れることができない場合を除き、充電部であってはならない。（第1部の規定による。） 箇条 11 構造要求事項（第1部の規定による。） コードのコード止めの締付用のねじが可触金属部である場合、コードは、これらのねじに接触するおそれがない構造でなければならない。	
第七 条						

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9730-2-7:2019

規格名：自動電気制御装置—第2—7部：タイマ及びタイムスイッチの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第1号 続き				箇条18	箇条18 機械的強度（第1部の規定による。） クラスⅠ及びクラスⅡ制御装置の操作部並びにクラスⅠ及びクラスⅡ機器用制御装置の操作部は、操作部が壊れても十分な感電保護を維持するものでなければならない。	
第七條 第2号	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	■該当 □非該当	箇条8 8.1.1 8.3 箇条9 9.1.1	箇条8 感電に対する保護 8.1.1 制御装置は、可触部と24Vを超える電圧で供給されるSELV回路又はPELV回路の電源のいずれかの電極との間の電流は、規定値を超えてはならない。（第1部の規定による。） 8.3 コンデンサ プラグによって電源に接続する制御装置は、通常使用状態でプラグに接触したとき、充電されたコンデンサによる感電の危険がないような構造でなければならない。（第1部の規定による。） 箇条9 保護用接地の手段 9.1.1 絶縁故障のときに充電部となるおそれのあるクラスⅠのインラインコード形制御装置、自立構造形制御装置及び独立取付形制御装置の可触金属部は、その制御装置内の接地端子若しくは接地端末、又は機器用インレットの接地接点に、恒久的かつ確実に接続しなければならない。（第1部の規定による。）	
第七條						

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9730-2-7:2019

規格名：自動電気制御装置—第2—7部：タイマ及びタイムスイッチの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第2号 続き				9.1.2 箇条 13 附属書 H H.8	9.1.2 一つの絶縁故障によって充電部となるおそれのある、操作部を除いたクラス 0I 及びクラス I 機器用の一体形制御装置及び組込形制御装置の可触金属部は、接地の手段をもたなければならない。 箇条 13 耐電圧及び絶縁抵抗（第1部の規定による。） インラインコード形及び自立構造形制御装置の可触金属部及び金属はくに対する最大漏えい電流は、規定の値を超えてはならない。 附属書 H 電子制御装置の要求事項 H.8 感電に対する保護 保護インピーダンスを使用する場合、その部分又は複数部分と電源のいずれかの極との間の電流は、規定の電流値を超えてはならない。（第1部の規定による。）	
第八条 第 八 条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	■該当 □非該当	箇条 8	箇条 8 感電に対する保護（第1部の規定による。） 制御装置は、次のような感電に対する保護がなければならない。 ークラス II 制御装置及びクラス II 機器用制御装置においては、ガス管に導電的に接続する又は水道システムと電気的に接触する金属部は、二重絶縁又は強化絶縁によって危険な充電部から分離する ー工具を使用することなく開けることのできる、又は取扱	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9730-2-7:2019

規格名：自動電気制御装置—第2—7部：タイマ及びタイムスイッチの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
続き				<p>説明書に従って使用者が交換する電池収納部をもつ制御装置は、充電部と電池収納部の内部表面との間は基礎絶縁だけを要求する、等</p> <p>箇条 10 10.1 端子及び終端</p> <p>10.1 外部銅導体用端子及び終端</p> <p>X 形取付け及び M 形取付けを使用する固定配線又は非着脱式コード用の端子は、締付手段で固定配線及び端子を締め付けるとき又は緩めるとき、規定の沿面距離及び空間距離の値未満まで減少しないように固定しなければならない。（第1部の規定による。）</p> <p>10.2 内部接続のための端子及び端末</p> <p>制御装置と一体になっているタブは、接続している間、沿面距離又は空間距離の値が、規定する値未満に減少してはならない。（第1部の規定による。）</p> <p>箇条 11</p> <p>箇条 11 構造要求事項（第1部の規定による。）</p> <p>制御装置は、次のような構造でなければならない。</p> <p>—クラス II 制御装置のコード止めは、絶縁材料製であるか、又は金属製の場合、可触金属部若しくは可触非金属面上の金属はくから付加絶縁に対する要求事項による絶縁によって絶縁する</p> <p>—クラス II 以外の制御装置のコード止めは、コード上の絶</p>		
第八条						

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9730-2-7:2019

規格名：自動電気制御装置—第2—7部：タイマ及びタイムスイッチの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
続き				<p>箇条 13</p> <p>13.1</p> <p>13.2</p> <p>箇条 20</p> <p>箇条 27</p>	<p>緑故障が可触金属部の充電に至る場合、絶縁材料製であるか、又は絶縁用裏打ちを装備する</p> <p>—引きひもは、充電部から絶縁する</p> <p>箇条 13 耐電圧及び絶縁抵抗</p> <p>13.1 絶縁抵抗</p> <p>インラインコード形、自立構造形及び独立取付形制御装置の絶縁抵抗は、十分でなければならない。(第1部の規定による。)</p> <p>13.2 耐電圧</p> <p>全ての制御装置の耐電圧は、十分でなければならない。(第1部の規定による。)</p> <p>箇条 20 沿面距離、空間距離及び固体絶縁物を通しての距離</p> <p>制御装置は、想定できる電氣的ストレスに対し、十分に耐えることができる空間距離、沿面距離及び固体絶縁物を通しての距離を備えるような構造でなければならない。(第1部の規定による。)</p> <p>箇条 27 異常動作 (第1部の規定による。)</p> <p>電気アクチュエータのようなモータを備えた制御装置は、規定の絶縁材料に示す温度を超えず、出力拘束の影響に耐えなければならない。</p>	
第八條						

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9730-2-7:2019

規格名：自動電気制御装置—第2—7部：タイマ及びタイムスイッチの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
続き				附属書 H H.20 H.27 附属書 P 附属書 Q 附属書 T	附属書 H 電子制御装置の要求事項 H.20 沿面距離、空間距離及び固体絶縁物を通しての距離 商用主電源に電氣的に接続する充電部と可触表面又は可触部との間の沿面距離、空間距離及び固体絶縁物を通しての距離は、規定の値以上でなければならない。(第1部の規定による。) H.27 異常動作 付加絶縁及び強化絶縁の温度は、規定する関連値の1.5倍を超えてはならない。(第1部の規定による。) 附属書 P プリント回路板塗装特性試験 (第1部の規定による。) 汚損度 1 の沿面距離をもつプリント回路板に施される塗装は、この附属書の要求事項を満たさなければならない。 附属書 Q プリント回路板塗装特性試験 (第1部の規定による。) JIS C 60664-3に規定しているタイプ1塗装の全ての要求事項を満たしているプリント回路板は、この規格の汚損度1の最小沿面距離の要求事項を満たさなければならない。 附属書 T SELV 及び PELV に対する要求事項 (第1部の規定による。) SELV 回路及び／又は PELV 回路と他の充電回路との間の	
第八条						

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9730-2-7:2019

規格名：自動電気制御装置—第2—7部：タイマ及びタイムスイッチの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
続き					保護分離は、次のいずれかの手段によって備えなければならない。 —それぞれ存在する最高電圧に対する定格をもつ基礎絶縁及び付加絶縁 —存在する最高電圧に対する定格をもつ強化絶縁、等	
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 11 11.3 11.13.4 箇条 14 箇条 21	箇条 11 構造要求事項 11.3 操作及び動作 最大動作電圧に等しい直流電圧を、通常使用状態によって発生する電流が得られるように、抵抗を直列に接続して接点に印加し、その接点を徐々に開放したとき、継続してアークが発生してはならない。（第1部の規定による。） 11.13.4 規定の試験において、制御装置の外郭の外への火災の排出があってはならない。（第1部の規定による。） 箇条 14 温度上昇（第1部の規定による。） 制御装置及びその支持面は、通常使用状態において過度の温度に達してはならない。 箇条 21 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性（第1部の規定による。） 水銀チューブスイッチを用いる制御装置は、外郭の全ての開口部の周りに綿を配置し、動作したとき、綿又は回路導体上の絶縁物に着火があってはならない。	
第九条						

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9730-2-7:2019

規格名：自動電気制御装置—第2—7部：タイマ及びタイムスイッチの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
続き				箇条 27 27.2 27.6 附属書 H H.27 附属書 J J.17	箇条 27 異常動作 27.2 焼損試験 電磁石を組み込んでいる制御装置は、制御機構の拘束試験後、炎の放出を生じてはならない。(第1部の規定による。) 27.6 電池の回路短絡試験 電池の回路短絡試験後、制御装置は、火炎の放出が全くなく、制御装置への障害の痕跡が全くない状態でなければならない。(第1部の規定による。) 附属書 H 電子制御装置の要求事項 H.27 異常動作 制御装置は、回路部品の不良又は誤動作により、炎を放出してはならない。(第1部の規定による。) 附属書 J サーミスタ素子及びサーミスタを使用する制御装置の要求事項 J.17 耐久性 サーミスタは、温度環境試験で、炎の放出があってはならない。(第1部の規定による。)	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 14 箇条 27	箇条 14 温度上昇 (第1部の規定による。) 可触部分の温度は、通常使用状態において過度の温度に達してはならない。 箇条 27 異常動作 (第1部の規定による。)	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9730-2-7:2019

規格名：自動電気制御装置－第 2－7 部：タイマ及びタイムスイッチの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
続き		が講じられるものとする。		附属書 H H.27	規定のプラグ及びコンセントをもつインラインコード形制御装置に対する過負荷試験において、可触部分の温度は、過負荷試験において規定する値を超えてはならない。 附属書 H 電子制御装置の要求事項 H.27 異常動作（第 1 部の規定による。） 制御装置は、回路部品の不良又は誤動作により、高温の金属又は高温の合成樹脂を放出してはならない。	
第十一 条第 1 項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自身が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条 11 附属書 H H.27 附属書 J	箇条 11 構造要求事項（第 1 部の規定による。） 制御装置は、次のような構造でなければならない。 －制御装置の内部の可とうコード用スペースのカバーは、導体又はその絶縁に対する損傷の危険なしに取付けることができる －可とう外部コードのための導入孔開口部は、コードの被覆が損傷のおそれなく導入できるような構造及び形成、又は入口ブッシングを装備する 附属書 H 電子制御装置の要求事項 H.27 異常動作 制御装置は、回路部品の不良又は誤動作により、爆発してはならない。（第 1 部の規定による。） 附属書 J サーミスタ素子及びサーミスタを使用する制御装置の要求事項	
第十一						

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9730-2-7:2019

規格名：自動電気制御装置—第2—7部：タイマ及びタイムスイッチの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
条第1項 続き				J.17	J.17 耐久性 サーミスタは、温度環境試験で、破片の放出があつてはならない。（第1部の規定による。）	
第十一 条第2項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条 10 10.2.4 箇条 11 箇条 18	箇条 10 端子及び終端 10.2.4 平形プッシュオンコネクタ 制御装置と一体になっているタブは、レセプタクルの挿入及び引抜きができる十分な強度をもたなければならない。（第1部の規定による。） 箇条 11 構造要求事項（第1部の規定による。） 制御装置は、次のような構造でなければならない。 — 一体形導体に絶縁がある場合、取付け中又は通常使用状態において絶縁に損傷するおそれがない — 制御装置のコード若しくは内部の部品が損傷を受けるおそれ、又は内部の部品が妨害を受ける範囲まで、コードを制御装置に押し込むことができない — 取付け、保守及びサービス中、感電、湿気、又は運動部との接触に対する必要な保護度を与える取外しできない部分は、確実な方法で固定し、通常使用状態で生じる機械的ストレスに耐える 箇条 18 機械的強度（第1部の規定による。） 制御装置は、通常使用状態で発生する機械的ストレスに耐	
第十一						

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9730-2-7:2019

規格名：自動電気制御装置—第2—7部：タイマ及びタイムスイッチの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
条第2項 続き				箇条 19	える構造でなければならない。 箇条 19 ねじ山付き部品及び接続部（第1部の規定による。） 制御装置を取り付けている間又はサービス中に動かされる可能性があるねじ山付き部品は、通常使用状態で発生する機械的ストレスに耐えなければならない。	
第十二 条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条 11 箇条 21 箇条 27 27.2 27.6	箇条 11 構造要求事項（第1部の規定による。） 電池をもつ制御装置は、制御装置の通常動作の下で、及び単一故障の後に、化学物質の漏れによる危険を減少するような構造でなければならない。 箇条 21 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性（第1部の規定による。） 水銀チューブスイッチを用いる制御装置は、規定の試験で、溶融金属の放出があってはならない。 箇条 27 異常動作 27.2 焼損試験 電磁石を組み込んでいる制御装置は、制御機構の拘束試験後、溶融金属の放出を生じてはならない。（第1部の規定による。） 27.6 電池の回路短絡試験 電池の回路短絡試験後、制御装置は、溶融金属の放出が全	
第十二						

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9730-2-7:2019

規格名：自動電気制御装置—第2—7部：タイマ及びタイムスイッチの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
条続き					くなく、制御装置への障害の痕跡が全くない状態でなければならない。（第1部の規定による。）	
第十三条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条3	箇条3 一般要求事項（第1部の規定による。） 制御装置は、通常使用の場合又は通常使用で発生するおそれがある不注意の使用の場合であっても、人に対する傷害又は周囲の財物に対する損害を引き起こさないような構造でなければならない。	
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	附属書 H H.11 H.11.12 H.11.12.4.3 H.17 H.17.1.4.3	附属書 H 電子制御装置の要求事項 H.11 構造要求事項 H.11.12 ソフトウェアを使用する制御装置 遠隔駆動形制御機能をもつ電子制御装置と独立の装置とのあらゆるデータ交換は、制御機能の完全度を損なってはならない。（第1部の規定による。） H.11.12.4.3 遠隔リセット作動 遠隔リセット作動は、手動で起動しなければならない。（第1部の規定による。） H.17 耐久性 H.17.1.4.3 遠隔リセット操作をもつ制御装置 耐久試験後、遠隔リセット装置は、製造業者の意図するようにシステムをリセットすることが可能でなければなら	
第十四						

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9730-2-7:2019

規格名：自動電気制御装置—第2—7部：タイマ及びタイムスイッチの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
条続き					ない。意図しないリセットは、生じてはならない。(第1部の規定による。)	
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	附属書 H H.27	附属書 H 電子制御装置の要求事項 H.27 異常動作 制御装置が安全停止状態にあるとき引き起こされる一つの部品の一次故障では、安全に関連する出力端子を非駆動状態に維持しなければならない。(第1部の規定による。)	
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 11 11.3.3 11.4	箇条 11 構造要求事項 11.3.3 リセットボタン 制御装置のリセットボタンは、偶然に復帰するおそれがないよう配置するか、又は保護しなければならない。(第1部の規定による。) 11.4 作動 複数の種類の作動がある非自己復帰形の制御装置で、作動のうちの一つが、その他の作動不良の後に動作するような構造のものでは、その他の作動にどのような故障があっても、この作動が依然として動作するような構成でなければならない。(第1部の規定による。)	
第十五				附属書 H H.11.12.4.3	附属書 H 電子制御装置の要求事項 H.11.12.4.3 遠隔リセット作動	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9730-2-7:2019

規格名：自動電気制御装置—第2—7部：タイマ及びタイムスイッチの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
条第2項 続き					遠隔リセット作動は、手動で起動しなければならない。(第1部の規定による。)	
第十五 条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当			一般的に、不意な停止によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。
第十六 条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条9 箇条10 10.1 10.2	箇条9 保護用接地の手段（第1部の規定による。） 通常使用状態において可触である接地端子は、規定の公称断面積をもつ導体の接続ができなければならない。 箇条10 端子及び終端 10.1 外部銅導体用端子及び終端 固定配線のための端子、又はX形取付け若しくはM形取付けに使用する非着脱式ケーブルのための端子は、規定する公称断面積以上の導体の接続ができるようになっていなければならない。（第1部の規定による。） 10.2 内部接続のための端子及び端末	
第十六						

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9730-2-7:2019

規格名：自動電気制御装置－第 2－7 部：タイマ及びタイムスイッチの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
条続き				箇条 11 制御装置は、次のような構造でなければならない。（第 1 部の規定による。） ー製造業者が宣言している場合、保護装置の特性によって決定される期間、異常状態で流れる電流を流せる ー非着脱式コードを取り付けた制御装置は、規定する値以上のコードの導体断面積がる 附属書 T T.3	端子及び端末終端端子は、規定する公称断面積をもつ導体の接続ができなければならない。（第 1 部の規定による。） 箇条 11 構造要求事項 ー製造業者が宣言している場合、保護装置の特性によって決定される期間、異常状態で流れる電流を流せる ー非着脱式コードを取り付けた制御装置は、規定する値以上のコードの導体断面積がる 附属書 T SELV 及び PELV に対する要求事項 T.3 SELV 及び PELV の要素としての ELV、保護分離、単純分離及び保護ボンディング 幾つかの構成部品部分（検出用構成部品、送信機、中央制御ユニット等）からなり、そのような構成部品の部分が建築物の固定電気設備の一部である場合の制御装置の据付けについては、建築物の設備に関する規定の保護ボンディングに対する要求事項を満たさなければならない。（第 1 部の規定による。）	
第十七条 第十七	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	附属書 H H.26 H.26.1	附属書 H 電子制御装置の要求事項 H.26 電磁両立性（EMC）要求事項ーイミュニティ H.26.1 電子制御装置は、通常使用状態で発生するおそれ	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9730-2-7:2019

規格名：自動電気制御装置—第2—7部：タイマ及びタイムスイッチの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
条続き				H.26.8 H.26.14	<p>がある配電線で発生するじょう乱及び電磁現象に耐えるような構造でなければならない。(第1部の規定による。)</p> <p>H.26.8 サージイミュニティ試験 制御装置は、商用主電源及び関連する信号端子上の電圧サージに耐えなければならない。(第1部の規定による。)</p> <p>H.26.14 電力周波数磁界イミュニティ試験 磁界の影響を受けやすい制御装置は、電力周波数磁界に耐えなければならない。(第1部の規定による。)</p>	
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 23 23.1 23.2 附属書 H H.23	箇条 23 電磁両立性 (EMC) 要求事項—エミッション 23.1 自立構造形及び独立取付形制御装置で、通常運転中に繰り返し運転するものについては、過度の無線障害を発生しないような構造でなければならない。(第1部の規定による。) 23.2 ISM (工業、科学及び医療装置) 機器用制御装置、自立構造形制御装置、独立取付形制御装置、及び ISM 機器とともに使用するためのインラインコード形制御装置は、CISPR 11 の要求事項を満たさなければならない。(第1部の規定による。) 附属書 H 電子制御装置の要求事項 H.23 電磁両立性 (EMC) 要求事項—エミッション 電子制御装置は、過度の電気又は電磁妨害をその周辺環境	
第十八						

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9730-2-7:2019

規格名：自動電気制御装置—第2—7部：タイマ及びタイムスイッチの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
条続き					に放射しないような構造でなければならない。(第1部の規定による。)	
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全に必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条7 7.2 7.4 附属書 A	箇条7 情報 7.2 情報提供の方法 制御装置のために要求される情報は、制御装置上に付けた表示によって提供しなければならない。(第1部の規定による。) 7.4 表示の追加要求事項 制御装置上の必要な表示は、制御装置の主要器体上になければならない。要求する表示は、読みやすく耐久性がなければならない。(第1部の規定による。) 附属書 A 表示の耐消滅性 制御装置上の表示は、安全のために十分な耐消滅性をもたなければならない。(第1部の規定による。)	
第二十条第1号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のもの）に限り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—
第二十条						

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9730-2-7:2019

規格名：自動電気制御装置—第2—7部：タイマ及びタイムスイッチの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
条第1号 続き		<p>換気扇を除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間(消費生活用製品安全法(昭和四十八年法律第三十一号)第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。)</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>				
第二十 条第2号 第二十	表示等(長期使用製品安全表示制度による表示)	<p>二 電気冷房機(産業用のもを除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9730-2-7:2019

規格名：自動電気制御装置—第2—7部：タイマ及びタイムスイッチの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
条第2号 続き						
第二十条第3号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—
第二十条第4号 第二十	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9730-2-7:2019

規格名：自動電気制御装置—第2－7部：タイマ及びタイムスイッチの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
条第4号 続き		(イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				